

インボイス制度とは何か？

2021年11月

デジタル庁 国民向けサービスG

企画調整官 加藤 博之

デジタル庁

説明者の紹介

デジタル庁 国民向けサービスG 企画調整官



加藤 博之（かとう ひろゆき）

横浜市出身。東京大学卒。財務省（主税局、主計局）、国税庁、内閣官房（IT総合戦略室、消費税価格転嫁等対策推進室）等での勤務を経て、本年9月より現職。

消費税制度に携わって6年目。財務省主税局では、消費税制度全般を担当し、軽減税率・適格請求書等保存方式の詳細を設計。その後、国税庁課税部（消費税室）において、2019年10月の税率引き上げ・軽減税率制度の実施における、税務の現場の対応を担った。

現在、「電子インボイス推進協議会」（代表幹事社：弥生株式会社）と連携し、標準化された電子インボイスの普及を通じた「バックオフィス業務の効率化」を目指し取組を進めている。

消費税の税額計算と仕入税額控除について

○消費税の税額計算

$$\text{売上税額} - \text{仕入税額} = \text{納税額}$$

⇒ 「仕入税額控除」

○仕入税額控除の要件

区分記載請求書等保存方式（現在）	適格請求書等保存方式（2023年10月～）
法令上求められる仕入れに係る 一定の事項が記載された帳簿の保存	（同左）
「請求書等」（区分記載請求書等）の保存	「請求書等」 <u>（適格請求書等）</u> の保存

「区分記載請求書」と「適格請求書（インボイス）」

○適格請求書発行事業者のみ「適格請求書」を交付できる

【区分記載請求書】

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割りばし	550円
■月3日 牛 肉 ※	5,400円
：	
合 計	43,600円
(10%対象	22,000円)
(8%対象	21,600円)
※は軽減税率対象	

【記載事項】

- ① 請求書発行者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税込）
- ⑤ 軽減税率の対象品目である旨
- ⑥ 請求書受領者の氏名又は名称

【適格請求書】

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△ (T1234...)
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割りばし	550円
■月3日 牛 肉 ※	5,400円
：	
合 計	43,600円
10%対象 22,000円 内税	2,000円
8%対象 21,600円 内税	1,600円
※は軽減税率対象	

【記載事項】

区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの

- ① 登録番号 《課税事業者のみ登録可》
- ② 適用税率
- ③ 消費税額

適格請求書をめぐるよくある誤解①

よくある誤解① 「適格請求書等保存方式に移行したら『請求書』を発行しないといけない」

○「適格請求書」は請求書である必要はありません。書類やデータの名称や様式を問わず、適格請求書として必要な記載事項を満たすものであれば、それ（それら）を保存することで仕入税額控除の適用可。

○例えば、「納品データ」に適格請求書の記載事項を含めることで対応することも可。ただし、現状、「納品データ」では「消費税額」や「適用税率」といった情報を持たないことを考慮すれば、「納品書」と「請求データ」を一体として適格請求書の記載事項を満たすという対応も現実的。

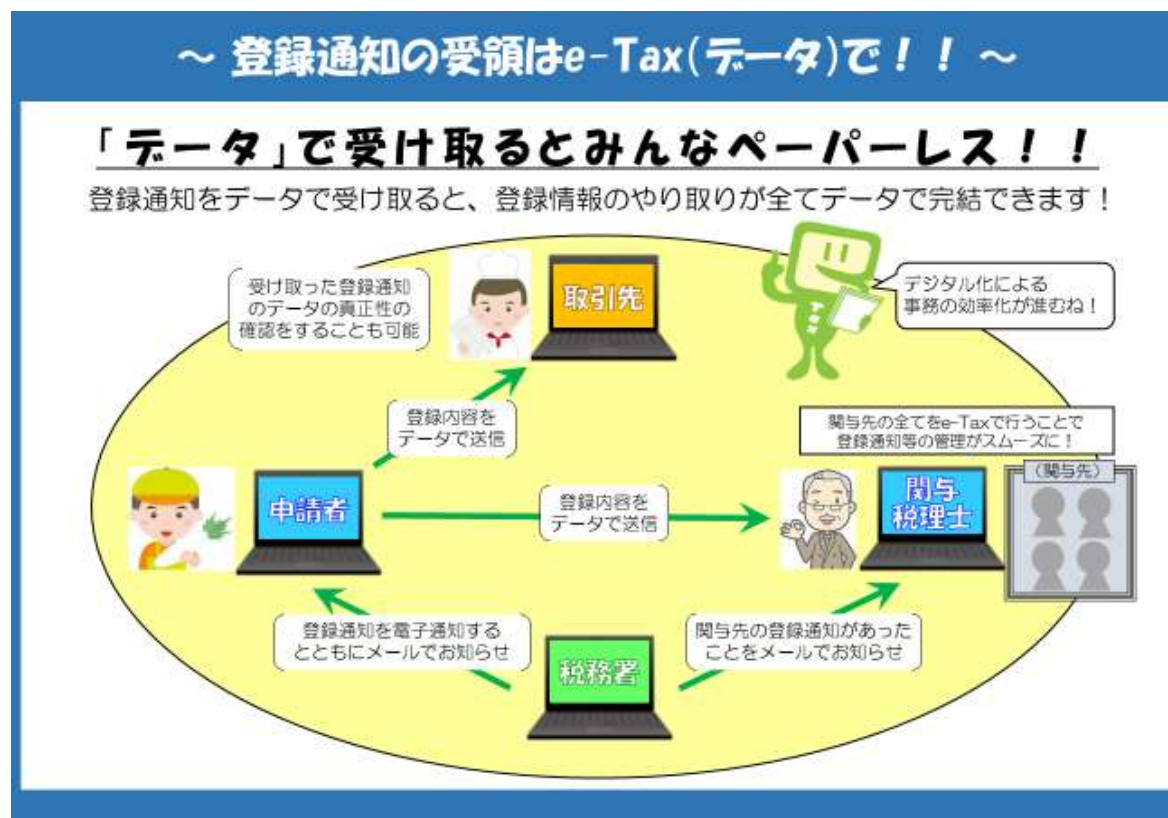
よくある誤解② 「簡易課税制度の適用のため仕入先から交付を受けた適格請求書の保存が必要」

○簡易課税制度は、売上に係る消費税額を基礎として仕入に係る消費税額を算出することができる仕組み。

○したがって、その適用を受けている場合、仕入に係る消費税額を算出するために適格請求書を保存する必要はない。

適格請求書発行事業者としての「登録」申請

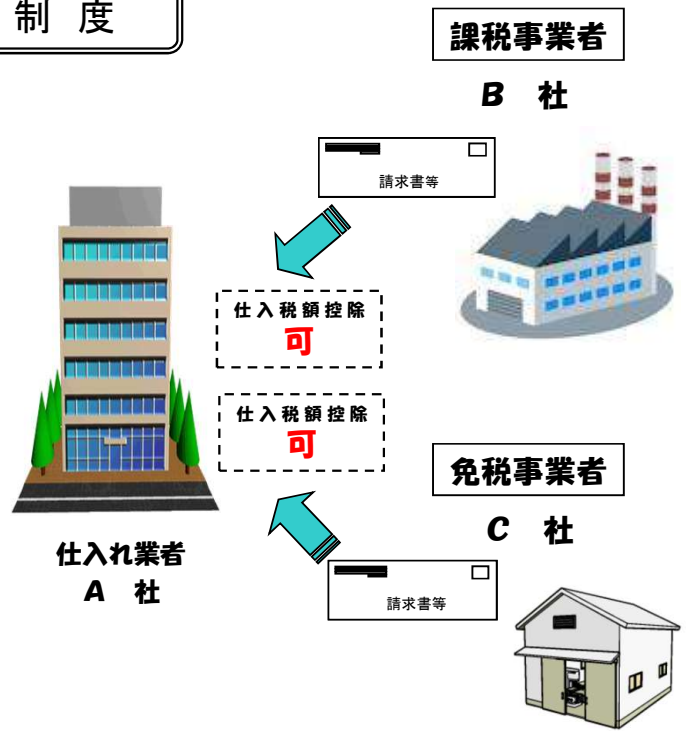
- 適格請求書発行事業者としての登録申請の受付開始（本年10月1日）
- 「電子化」「デジタル化」を意識 = e-Taxでの申請！



(参考) 国税庁公表資料

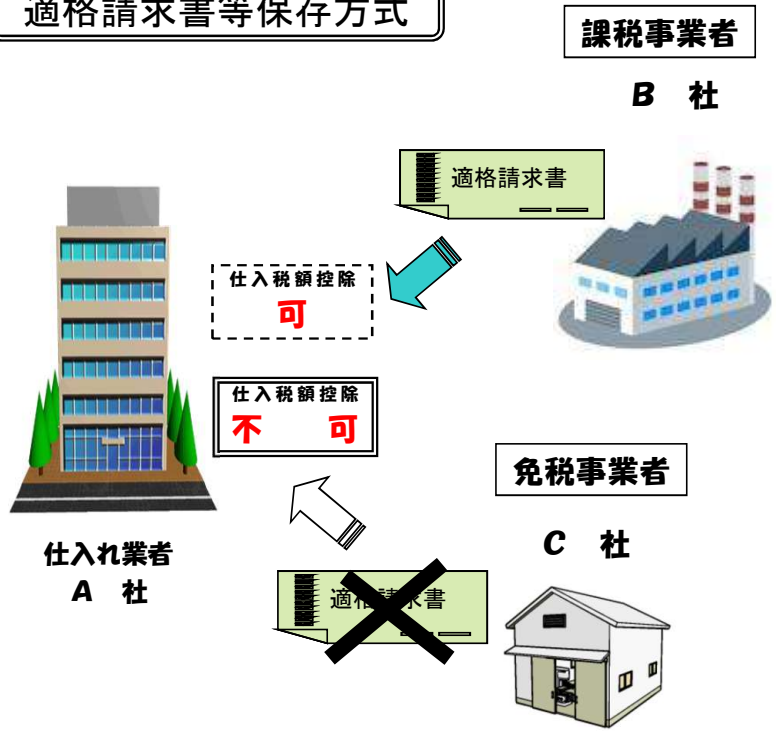
適格請求書等保存方式への移行が免税事業者に与える影響

現行制度



※ 免税事業者からの仕入れについても、区分記載請求書の保存で、仕入税額控除可。

適格請求書等保存方式



※ 免税事業者からの仕入れについては、「適格請求書」の保存ができないため、原則、仕入税額控除ができない。

適格請求書をめぐるよくある誤解②

よくある誤解③ 「免税事業者は、適格請求書等保存方式に移行したら『請求書』を発行できなくなる」

○適格請求書等保存方式においても、免税事業者は請求書・請求データを発行できます。ただし、「適格請求書」を発行することはできません。

よくある誤解④ 「免税事業者がビジネスを続けていくためには課税事業者を選択するしかない」

○取引相手（販売先）が消費者や簡易課税制度を適用している事業者であれば、影響は限定的。さらに、取引相手が本則課税の事業者であっても、免税事業者が提供する商品・サービスの品質や価格、取引可能な同業他者がどれぐらいいるのか等で影響は様々。

○また、取引相手と交渉等を行い、対価の額を調整することを検討することも一案。対価の額は（仕入税額控除の可否といった要因のみで決まるものではなく）様々な要素が考慮され決定されるのが一般的。

○なお、課税事業者を選択する場合であっても、簡易課税制度を適用すれば、売上に係る消費税額の集計のみで納付税額を算出することが可能であり、追加の事務負担は必ずしも多くはない。

適格請求書等保存方式における「売上税額」「仕入税額」の計算方法

【売上げに係る消費税額】

【仕入れに係る消費税額】

計算方法	適用	計算方法
割戻し計算【原則】 税率の異なるごとに区分して合計した課税標準額（税抜） × 7.8/100（軽減税率対象の場合は6.24/100）	○	積上げ計算【原則】 適格請求書等に記載された消費税額※の合計額 × 78/100 <small>※適格請求書の保存を要しない課税仕入れについては、課税仕入れの都度、端数処理（切捨て又は四捨五入）した後の金額</small>
	○	帳簿上での積上げ計算 （課税仕入れの都度、端数処理（切り捨て又は四捨五入）した後の「課税仕入れに係る消費税相当額」を帳簿に記載している場合） 帳簿に記載した消費税相当額の合計額 × 78/100
	○	割戻し計算 税率の異なるごとに区分して合計した課税仕入れに係る支払対価の額（税込） × 7.8/110（軽減税率対象の場合は6.24/108）
積上げ計算 適格請求書等に記載した消費税額等の合計額 × 78/100	○	積上げ計算
	○	帳簿上での積上げ計算
	×	割戻し計算
割戻し計算と積上げ計算を併用	○	積上げ計算
	○	帳簿上での積上げ計算
	×	割戻し計算

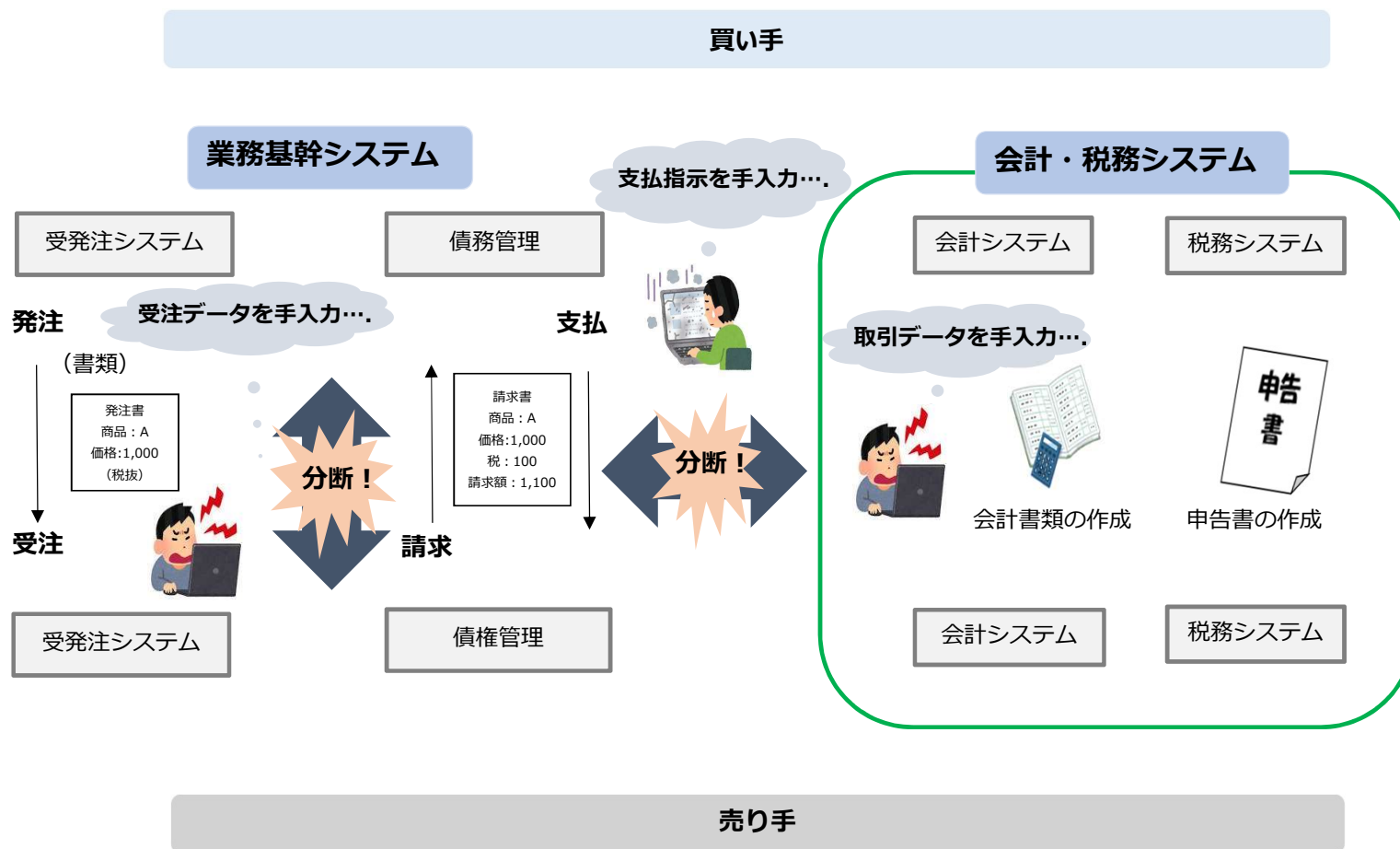
— 適格請求書等保存方式への移行による「保存」するものの主な変化

- 「買い手」として、仕入税額控除の適用の場面では…
 - ↳ 「紙」の「適格請求書」に代えて提供される電磁的記録（「電子インボイス」）の保存が必要
 - ↳ 3万円未満の取引について、「帳簿のみ保存」での仕入税額控除の適用を許容する特例が廃止され、例えば、経費処理の場面では、レシートや領収書などについても、保存が必要 など
- 「売り手」として、「適格請求書」や「電子インボイス」を交付・提供する場面では…
 - ↳ 交付する「適格請求書」の写しや提供した「電子インボイス」の保存が必要



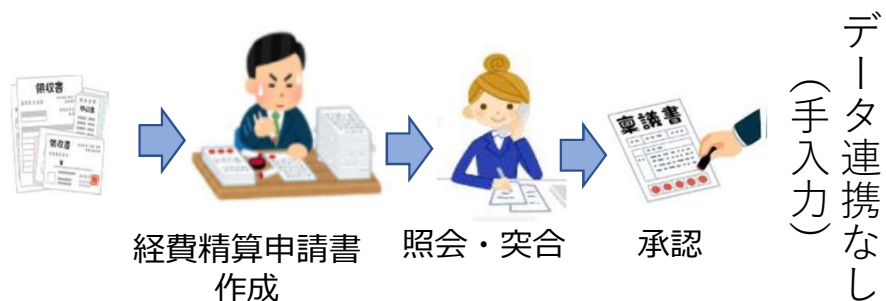
「紙」での保存を前提とした業務プロセスでは、非効率・生産性の低下を招きかねない

バックオフィス業務の現状～業務プロセス間の「分断」～



経費処理の「電子化」・「デジタル化」の例

○「紙」の請求書の精算業務フロー



【仕訳入力業務】

入力票作成 仕訳入力 承認

【振込業務】

振込業務 (手入力)

作成・持ち込み
振込依頼書(紙)



○電子化された請求書の精算業務フロー

デジタルインボイス受信



【仕訳入力業務】

※会計仕訳手入力不要
(データ連携で自動仕訳)

【振込業務】

※振込指示等手入力不要
(データ連携で自動指示)

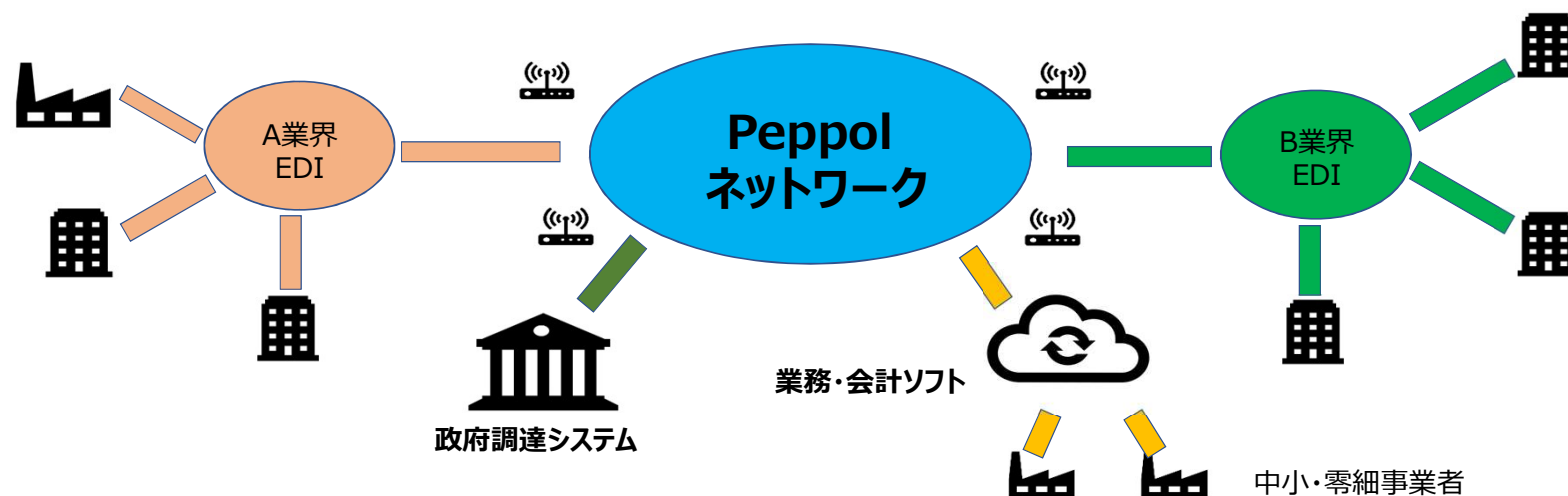
データ連携
振込依頼



「紙」の請求書

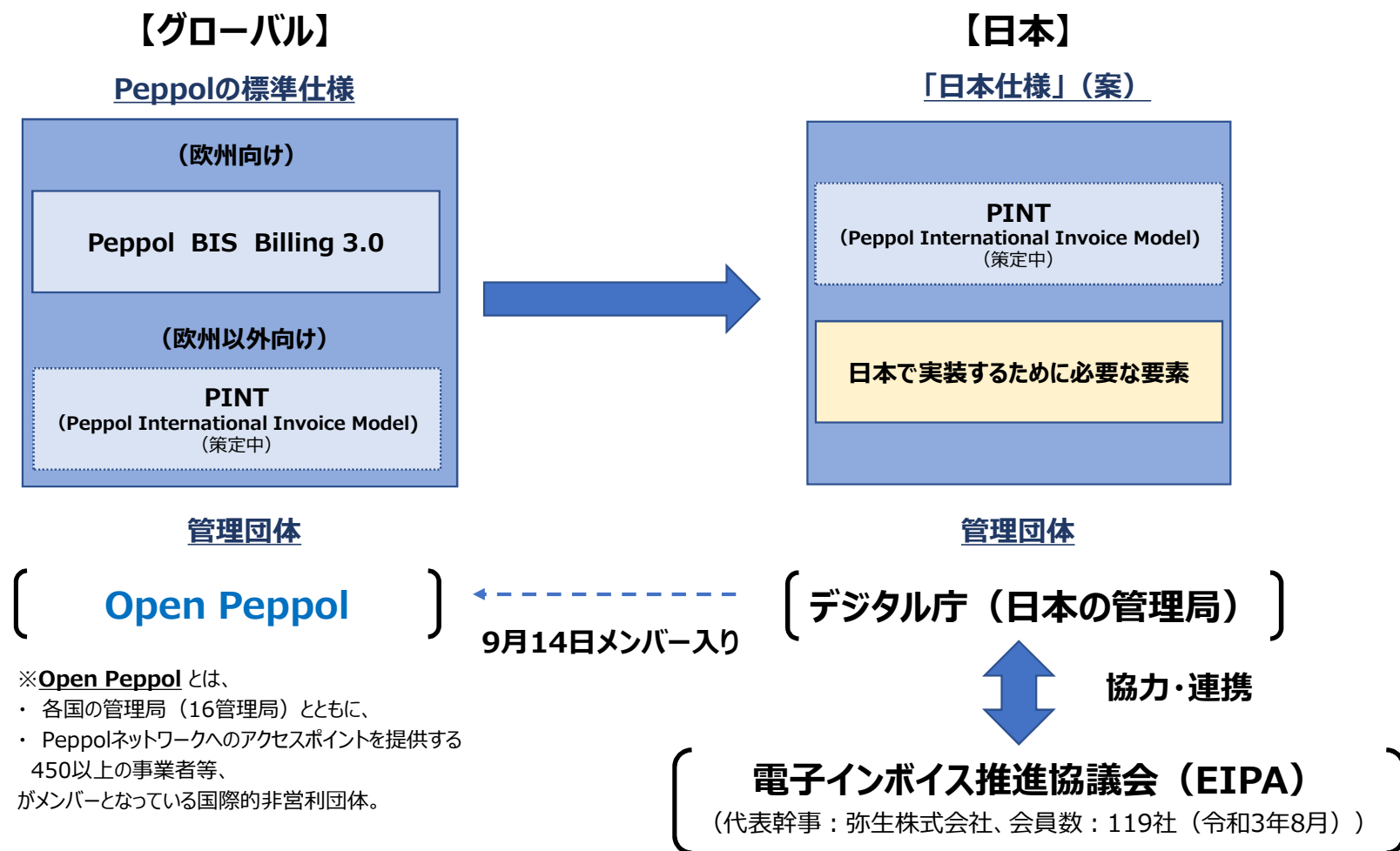
「Peppol」とは？

- **「Peppol」**（Pan European Public Procurement Online）とは、電子文書をネットワーク上でやり取りするための**「文書仕様」・「運用ルール」・「ネットワーク」**のグローバルな標準仕様。
- 欧州を中心に、世界30か国以上で採用。現在、欧州域外（北米、アジアなど）でも採用の動きがあり、**「Peppol」**をベースとした**「デジタル経済圏」**の構築が進みつつある。

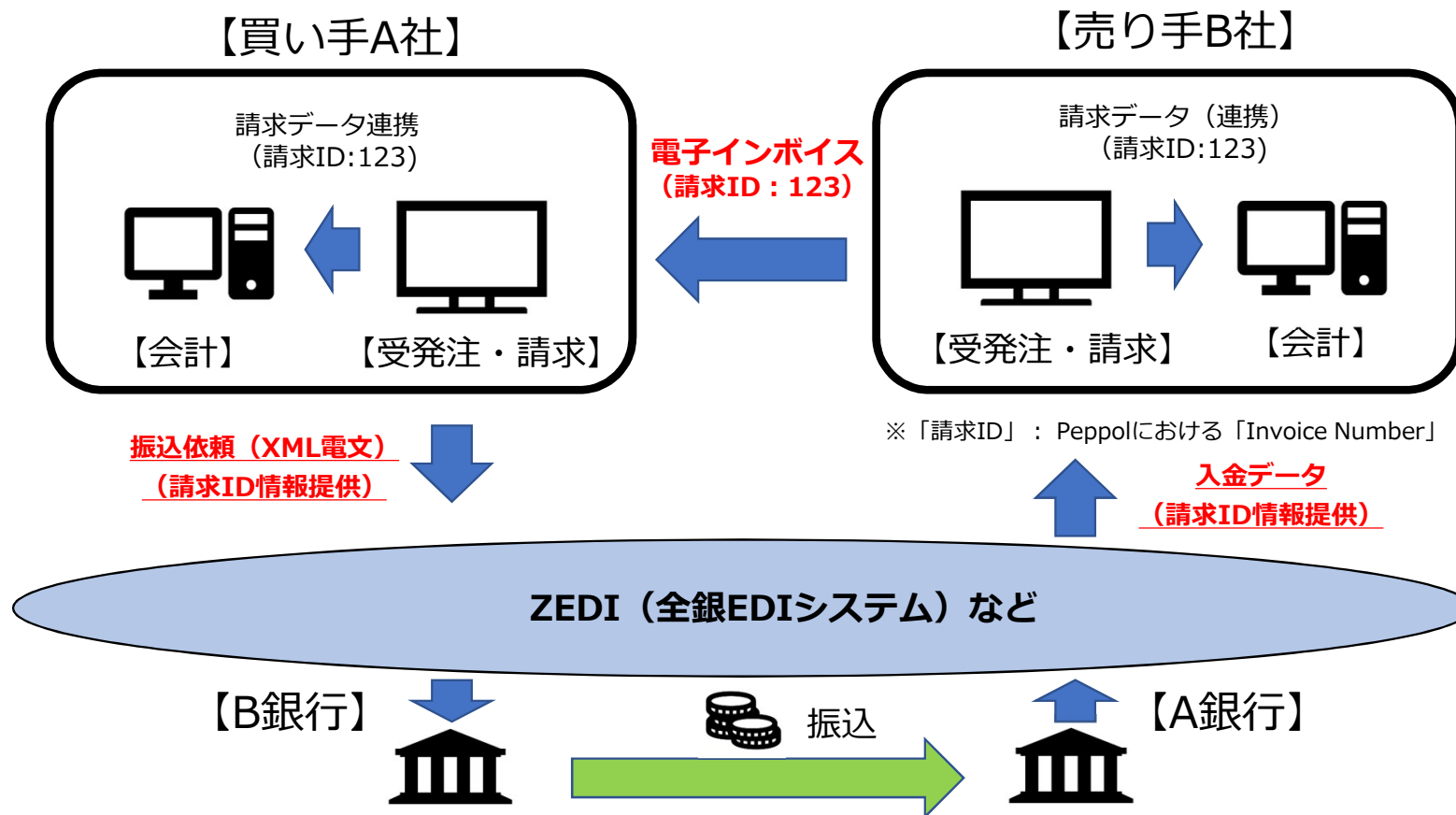


幅広い事業者が、負担のない快適なUI/UXで、低コストで容易に利用できる仕組みを目指す

デジタル庁の果たすべき役割



標準化された電子インボイスの活用による効率化の一例

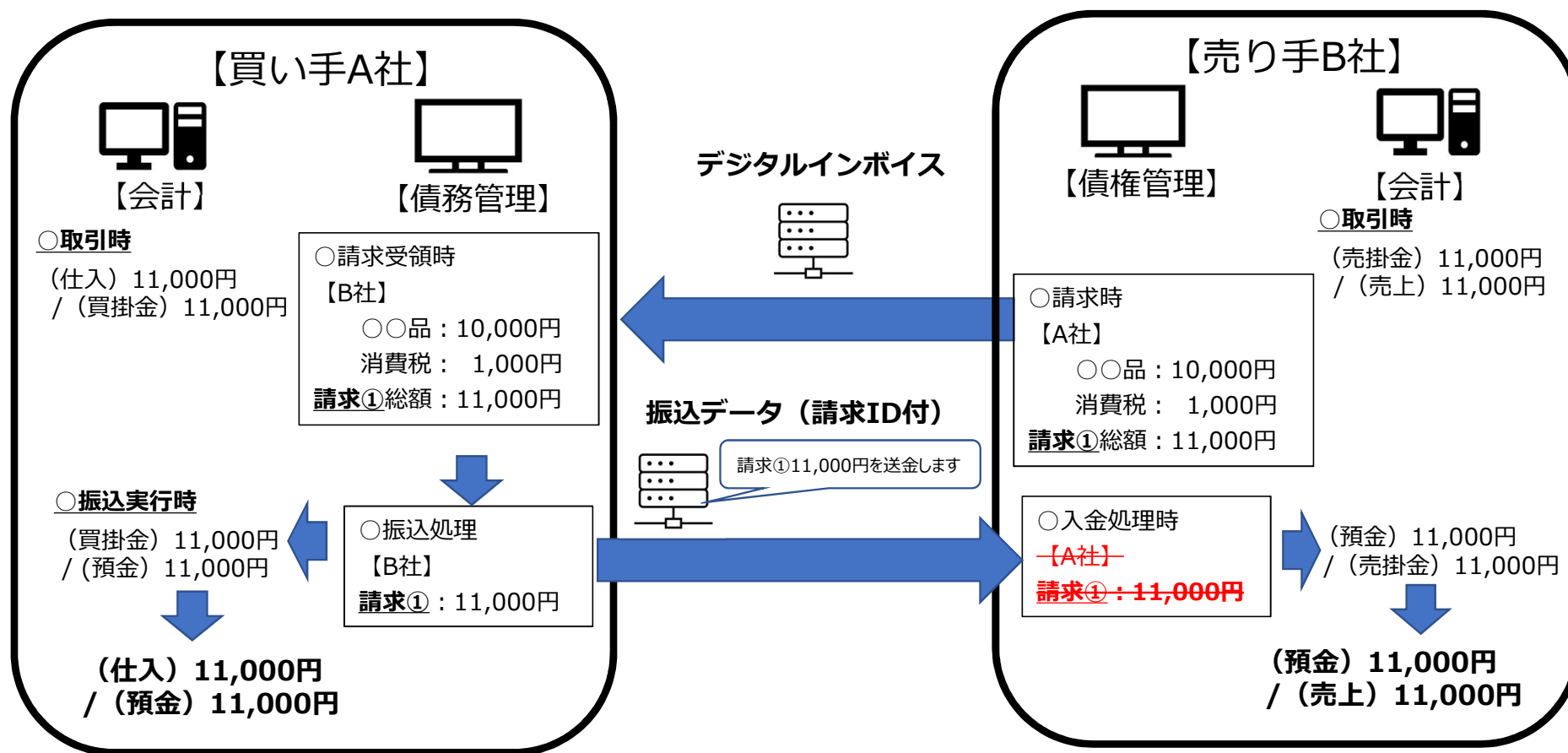


※「請求ID」： Peppolにおける「Invoice Number」

請求データを連携することで、請求代金の支払いまでに要する時間を短縮

⇒ 中小・小規模事業者の経営状態把握のリアルタイム化にも寄与

デジタルインボイスの活用による効率化（入金消し込み）の例



取引当事者・業務システム間で、請求データの連携で、振込依頼作成や会計システムでの自動仕訳を実現
⇒ 経理担当者の「手入力」作業負担の大幅軽減が可能